

形質変更時要届出区域台帳

兵庫県

整理番号	整 - 27 - 116	指定年月日・指定番号	平成27年5月19日 形 - 80	所在地	三田市駅前町1003番 外4筆	
調製・訂正年月日	平成27年5月19日（調製）、平成27年5月20日（形質の変更）、平成27年7月31日（形質の変更）、平成27年8月3日（形質の変更）、平成30年6月5日（区域指定）					
形質変更時要届出区域の概況	宅地工事現場			面積	8,541.965 m <sup>2</sup>	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	該当					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	—					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	—					
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあつては、その旨	—					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	H27.4.30	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第三溶出量基準		(株) 奥村組
		砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		(株) 奥村組
		ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第三溶出量基準		(株) 奥村組
	H29.9.12	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第三溶出量基準		(株) かんこう
		砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第三溶出量基準		(株) かんこう
ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第三溶出量基準		(株) かんこう		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	H27.5.8	H27.10.31	土壤の掘削、基礎の設置	(株) 奥村組	有 無	抽出-洗浄
	H27.8.17	H28.1.31	土壤の掘削、基礎の設置	(株) 奥村組	有 無	抽出-洗浄
	H27.8.20	H29.4.30	土壤の掘削、道路改築等	(株) 奥村組	有 無	抽出-洗浄
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。